

北上市告示甲第42号

令和6年度北上市物価高騰対応低所得世帯給付金支給事業実施要綱を次のように定め、令和6年6月3日から適用する。

令和6年6月13日

北上市長 八重樫 浩 文

令和6年度北上市物価高騰対応低所得世帯給付金支給事業実施要綱

（目的）

第1 この告示は、住民税均等割非課税又は住民税均等割のみが課税されている者で構成する世帯等に対し、令和6年度北上市物価高騰対応低所得世帯給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、物価高騰により家計に大きな影響を受けている市民の生活及び暮らしの支援に資することを目的とする。

（支給対象世帯）

第2 給付金の支給の対象となる世帯（以下「支給対象世帯」という。）は、令和6年6月3日（以下「基準日」という。）において市の住民基本台帳に登録され、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割非課税又は均等割のみが課税されている者のみで構成する世帯とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する世帯は、支給対象世帯から除くものとする。

- (1) 令和6年度分の市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等（市町村民税の課税の算定において、地方税法の規定により控除対象配偶者及び控除対象扶養親族並びに青色事業専従者及び事業専従者に該当する者をいう。）のみで構成される世帯
- (2) 租税条約による免除適用の届出によって市町村民税均等割が課せられていない者を含む世帯
- (3) 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業実施要綱（令和5年北上市告示甲第38号）、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（追加給付分）支給事業実施要綱（令和5年北上市告示甲第74号）及び令和5年度物価高騰対応低所得世帯給付金（住民税均等割のみ課税世帯）支給事業実施要綱（令和6年北上市告示甲第8号）の規定による給付金の支給対象世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯

- (4) 他の市町村（特別区を含む。）において前号の給付金と同様の趣旨の給付金の支給の対象となった世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯（給付金の額）

第3 給付金の額は、1世帯当たり10万円とする。

（受給資格者）

第4 給付金を受給できる者（以下「受給資格者」という。）は、支給対象世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯員がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者とし、これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯員のうちから選ばれた者とする。

（支給対象世帯の確認等）

第5 市長は、支給対象世帯のうち、所得の状況を把握できる世帯の世帯主に対し、別に定める北上市物価高騰対応低所得世帯給付金支給要件確認書（以下「確認書」という。）を送付するものとする。

2 前項の確認書の送付を受けた者は、受給資格者の要件に該当し、給付金の支給を受けようとするときは、当該要件を確認の上、当該確認書を市長に提出するものとする。

3 第1項の確認書の送付を受けなかった受給資格者は、給付金の支給を受けようとするときは、市長が別に定める北上市物価高騰対応低所得世帯給付金申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

（代理による申請等）

第6 第5第2項の規定による確認書の提出又は第5第3項の規定による申請（以下「申請等」という。）を代理人により行うときは、第5第2項又は第5第3項に規定する書類に加え、当該申請等に係る受給資格者からの委任状及び当該代理人の公的身分証明書の写しを市長に提出するものとする。

（申請等の期限）

第7 申請等の期限は、令和6年10月31日とする。

（支給の決定）

第8 市長は、申請等があった場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、給付金の支給を決定するものとする。

2 前項の規定により支給の決定をした場合は、当該決定のあった日に申請等をした者（以下「申請者等」という。）から給付金の請求があったものとみなすものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査により、適当と認められないときは、支給しないことを決定し、申請者等にその旨を通知するものとする。

（支給の方法）

第9 給付金の支給は、申請者等が指定した金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

2 前項の規定による方法が困難その他特別の事情があると認められる場合は、現金の支給による方法とすることができる。

(支給の取扱い)

第10 給付金の支給決定後において、申請等の書類の記入の誤り又は第10第1項に規定する金融機関の口座の解約若しくは変更による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、受給資格者又は代理人の責に帰すべき事由により市長が別に定める日までに支給ができなかったときは、申請等を取り下げたものとみなすものとする。

(不当利得の返還)

第11 市長は、給付金の支給を受けた後に受給資格者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12 給付金の支給を受ける権利を、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第13 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。